

総務産業常任 委員会からの報告

主な審査経過
3月9日～11日、23日

総務産業常任委員会に付託を受けた条例及び平成27年度一般会計補正予算について、主な審査経過を報告します。

◆行政不服審査会条例

行政不服審査法の全部が改正され、平成28年4月1日からの施行に伴い条例を制定するものです。

Q 審査会委員5名以内となっているが、5名とすべきではないか。
A 審査会は事件毎に設置する。事件の性格によって委員数を決定したい。

◆民間賃貸住宅建設促進条例

民間の活力をいかした賃貸住宅の供給を促進し、定住の促進、地域材の利用拡大、環境負荷の低減及び地域経済の活性化を図るため、条例を制定するものです。

Q 施工する資格登録業者の経営者が町民であることとなっているが、町外在住者が経営者である会社もあり、支障を来さないか。
A 特に支障はないと思う。

本条例は、3年間に集中した支援を行うため、3年間の期限措置とするもので、3年間3棟補助金6,000万円を予定しているものです。

審査後、町長から議会会議規則第20条の2の規定により、議案の訂正の申し出があり、本会議において承認されました。訂正内容は、資格登録事業者の資格要件として「代表権を有する経営者が町民である」と定義した場合、一部の事業者が要件を満たせない状況となることから、「町内で事業を営む個人事業者又は町内に

本社を有する法人」とするものです。

担当課長からは「町内の幅広い業者に参加してもらいたい。代表権を有する経営者が町外者の業者は、2社である。」との説明がありました。

◆合併処理浄化槽設置資金の補助に関する条例

町民の生活環境の保全、公衆衛生の向上などを図るため、条例を制定するものです。

担当課長から、「昨年8月にパブリックコメントを募集し、平成27年第3回定例会において条例提案する予定で進めていたが、設置希望者がいなかったため本定例会の提案となった。個別排水が普及していることでそれほど制度活用者はいないと思う。」との説明がありました。

また、「下水道処理区域等以外の合併処理浄化槽施設については、公共下水道と同じように快適で衛生的な生活環境が確保できるよう、個別排水処理施設設置条例に基づき、平成9年度から平成18年度までの10年計画で、地方単独事

業として過疎債、下水道事業債及び受益者分担金により町の施設として整備してきた。」

「こうした中、支援制度がなくなったことから、この個別排水設置条例では設置支援ができない旨、パンフレットや広報誌などを通して町民への周知を行い、町民の理解を得てきた。平成19年度以降については支援策を検討していくことなどから、条例は廃止をしなかった。」との説明を受けました。

こうした状況下にあつて、平成19年度以降、7件の方々が個人負担で浄化槽整備を行ってきたと聞いています。

こうした経過、実情を踏まえ、総務産業常任委員会として次の意見を付すものです。

個別排水処理施設設置条例が廃止されていない中にあって、「町民への周知を行い、町民の理解を得てきた」とは言え、明文化している規定などはなく、運用による取り扱いは、適正を欠くものであると解する。

また、提案されている本条例の趣旨からしても、7件の方々は、独自で生活環境

の保全と公衆衛生の向上を先行して行ったと解することができるとがである。

よって、公平性などの観点からも、先行整備を行った町民に対しての支援制度を設けること。

◆情報公開条例等の改正

行政不服審査法の全部改正に伴い、情報公開条例及び個人情報保護条例の関係する文言等について、所要の改正を行うものです。

◆固定資産評価審査委員会条例の改正

行政不服審査法及び行政不服審査法施行令の改正に伴い、関係する条項について、所要の改正を行うもので、審査申出書、書面審理及び審査決定書に係る記載事項の規定等の改正です。

◆快適住まいづくり促進条例の改正

住宅に関する総合的な支援制度として施行している快適